

■対象の金融機関

- ・北星信用金庫(本・支店)
- ・北はるか農業協同組合(下川支所)
- ・ゆうちょ銀行(郵便局)

■ご利用手続き

ご利用の手続きは、各金融機関または役場税務住民課で行えます。

手続きの際には、ご指定の預金通帳の口座情報、通帳の銀行印、納税(納付)通知書をご持参ください。

ただし、「ゆうちょ銀行」の手続きは、役場では行えないため、郵便局で行ってください。

【地方税共通納税システムのご利用を】

地方税共通納税システムとは、地方税共同機構が運営する、全ての都道府県、市区町村へ、自宅や職場のパソコンから電子納税ができる仕組みです。

納税できる税金の種類は、「法人都道府県民税」、「法人事業税」、「地方法人

特別税」、「法人市町村民税」、「事業所税」、「個人

住民税(給与特別徴収分・退職所得分)」です。

お取扱いできる金融機関は、町が指定する金融機関に限らず、多くの金融機関でご利用できます。

ご利用の手続き等、詳しい内容は、eLTAXホームページをご確認ください。

■お電話でのお問い合わせ

eLTAXヘルプデスク
☎0570-081459

受付時間
平日午前9時～午後5時
(土・日・祝日除く)

※令和5年度課税分からは、納税できる税金の種類に、「軽自動車税(種別割)」、「固定資産税」が追加される予定です。

■お問い合わせ

税務・収納グループ

☎4-2511

内線114・115

☆4-251103

【国税庁から】

事業者の方へ

令和3年10月1日、登録申請受付開始!

「消費税のインボイス制度」

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として、「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。

適格請求書発行事業者(登録事業者)のみが適格請求書(インボイス)を交付することができ

「インボイス制度」とは?

■売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。

■買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手

(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。

「インボイス」とは?

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

制度導入後、適格請求書(インボイス)を交付するためには、税務署長に登録申請を行い、適格請求書発行事業者として登録を受ける必要があります。

令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。

インボイス制度の詳細や、オンライン説明会の申込みから参加までの流れ等については、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご覧ください、ご不明な点は、次までお問い合わせください。

■お問い合わせ

【一般的な事項】
消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター
フリーダイヤル
☎0120-2051553

(無料)
受付時間
平日午前9時～午後5時
(土・日・祝日除く)

【個別相談】

(具体的に書類や事実関係を確認する必要があるなど電話での回答が困難な相談)

名寄税務署
☎01654-212157

